

無知の自覚と積極的自由

河村 倫哉

これまで、消極的自由と積極的自由をめぐって、その必要性や限度について必ずしも厳密な議論がされてきたとはいいがたい。そこで本稿では、「無知の自覚」という前提をハイエクと共有することで、基本的には消極的自由を擁護しつつ、「積極的自由が最小限必要とされるならばそれはどのような理由によるものか」を明らかにする。その結果、機能分化した社会では多少とも統一された人格の存在が、知識の活用上必要となるので、その限度において積極的自由が必要なことが明らかとなる。

0. はじめに

消極的自由と積極的自由という、自由に関する異なる二つの概念の発見は、自由論における偉大な成果である。しかし、どちらを優先すべきか、という議論については、これまで得るところが少なかった。一方で消極的自由論者は、積極的自由を原則的に無視し、無視できない場合はアド・ホックに導入するか (Nozick [1974] 参照)、あるいは、決して積極的自由を無視しているわけではないと断るにとどまるか (Dworkin [1977] 参照) であった。他方で積極的自由論者は、消極的自由の優先性を否定するか (Sandel [1984] 参照)、あるいは、消極的自由と積極的自由をバランスよく重視すべきとするか (Sen [1990] 参照) であった。

しかし本当に大切なのは、両者が必要とされるならばその限度はどれぐらいなのか、それを明らかにすることである。このような課題に積極的に取り組んでいる議論はあまり見あたらない。その原因は、社会の経験的な事実と言及しなければ、このような明確化はなし得ないにもかかわらず、自由論の文脈では、社会が高度に

分化しているという現実を視野に入れた試みが、これまで余り追求されてこなかったからである。

そこで、本稿では「無知の自覚」という立場に立ち、知識を最大限活用するための条件を追求することによって、このような明確化の作業を遂行してゆきたい。この立場からは、消極的自由が原則的に擁護される。しかし、ある種の積極的自由も限定的に保障される必要がある。その際、それは「どのような理由に限り必要とされるか」、そして「どのような方法で、制度上保障されるべきか」が問題となる。そして、前者に焦点を当て、明らかにしてゆくのが本稿の課題である。

知識の活用のためには、「了解志向型行為の遂行」という積極的自由が一定限度支えられる必要がある。機能分化した社会では、人格のある程度の統一性が知識の活用にとって必要となり、人格の統一性は了解志向型行為の中で調達されるからである。この理由に限り、積極的自由は擁護されるべきである、というのが本稿の結論である。

このことを、次のようなステップで論証してゆこう。まず第一節では、消極的自由と積極的

自由の内容を明らかにする。第二節では、「無知の自覚＝知識の最大限の活用」という前提に立つことの妥当性を論じ、そこから消極的自由が擁護されることを示す。第三節では、知識の活用という観点から、積極的自由がどのような位置づけにあるかを明らかにする。そこでは、積極的自由の意義は全く否定されるわけではないことを確認する。

第四節以降では、むしろ限られた範囲ではあるが、知識の活用にとってある種の積極的自由が必要であることを明らかにする。まず第四節では、行為の「様式」だけではなく「目的」についての「予測可能性」も、知識の活用に貢献することを示す。このような予測可能性をもたらすのが「了解志向型」行為である。第五節では、知識の活用という観点からは、社会分化という経験的事実を無視できないことを示す。そして、第六節では、分化した社会で知識を活用するためには、ある程度の人格の統一性が必要とされることを示す。それを調達するものとして「了解志向型」行為が要請される。了解志向型行為は、単に擁護の余地があるのではなく、その限度で擁護される必要があるのである。これが必要最小限の積極的自由の内実なのである。

では、これを以下で詳述しよう。

1. 消極的自由と積極的自由

Berlin [1969] は、これまで自由の名の下に語られてきたものには消極的自由と積極的自由があり、両者は概念的に別のものであることを明らかにした。

消極的自由とは、個人のもつ欲求や願望の追求が、外的障害によって制限されないことを意味する。外的障害には、自然力や他者の行為の

偶然の結果なども含まれるが、狭義には「他者による故意の干渉や強制」を意味する。消極的自由は、制度的には、ある一定の不可侵の領域を個人に認め、それを他人や公権力の介入から保護するという形態をとる。消極的自由とは、このように個人のもつ「選択の範囲」に焦点を当てるものである。

これに対して積極的自由とは、選択の範囲ではなく、「選択を本当に行っているのは誰か」に焦点を当てる。一言でいえば「自己支配」としての自由である。選択を行っているのが、物欲や衝動に流された自己であっては真の自由であるといえず、理性的な自己や道徳法則に従った自己が、自分の決定を支配していることこそ真の自由とされる。これは制度的には、個人的権利の保護を意味しない。支配されるべき民衆「自身」が、(正しく) 政治的決定を行うという「民主制」が、積極的自由の帰結である。

われわれは、このような二つの自由を前にして、どのような態度をとるべきであろうか。バーリンは積極的自由が変質する危険性を指摘している。「消極的自由の観念の方は、抑制のない場合どれほど破滅的な結末になろうと、積極的自由ほどには、理論家たちによって頻繁にまた効果的にねじまげられ、社会的に不吉・迂遠なものになってしまった歴史は持っていない」(Berlin [1969=1971: 71])。たとえば、「民主的決定はすべてを決めることができ、最小限の個人的権利さえ制限可能である」というように、積極的自由が理解される場合には、著しい強制や抑圧の危険性が生ずる。

現在われわれの住む社会でも、積極的自由の変質は現実味を帯びている。たとえば、貧富の差や連帯の弛緩などを克服し、社会に特定の理念を実現させようという試みが、逆に強制や社会的活力の減退を生み出してしまっている。な

ぜこのような失敗が生じるのだろうか。

この失敗の原因をハイエクに依拠して探ることで、われわれが二つの自由の前でどのような立場を選択すべきなのか、明らかにしたい。

2. 無知の自覚

ハイエクによれば、積極的自由の試みが招く失敗は、端的にわれわれの無知に対する自覚が足りないからである。ハイエクの知識論を紹介することで、これを明らかにしよう。

ハイエク理論の大きな特色は、いみじくも Gray [1984=1985: 238] が「認識論的転回」と名付けたような、社会に対する独特の見方にある。ハイエクによれば、われわれの知識の多くは社会制度として体现されており、社会で行われる行為やコミュニケーションはそのような知識を利用し活用する過程であると考えることができる。したがって、社会過程全体が、知識の発生、選択、保存という観点から評価されるべきである。社会規範の問題も、同様の観点から評価されなければならない。

社会の中でわれわれが明示的に知りうる知識が占める割合は、非常に僅かである。社会の大部分は、環境への不断の適応過程の中で、暗黙のうちに習得されるような知識によって構成されている。それに対して、われわれの明示的な知識は「社会過程を決定する特定事実のほとんどについて修復不能なほどに無知である」(Hayek [1973=1987: 21])。このような自覚に立つならば、われわれが目指すべきなのは、無知を克服するために、社会内の知識を最大限活用することである。

そのためには何が必要であろうか。ハイエクによれば、それは「(消極的)自由の保障」と「法の支配」である。

第一に、自由の保障とは、バーリンの分類する消極的自由の中でも、狭義の意味で外的障害のないこと、つまり他者の意図的な干渉から保護されていることである。社会内には、その人自身しか知り得ないような局所的な暗黙知、実践知といったものが数多く存在する。個人の選択の自由が保障されることによって、これらの知識は、行為のやりとりの中で有効に活用される。諸個人が自分の行為の「目的」を自分で選択できるようになってはじめて、局所的な暗黙知は社会全体で活用することができる。個人個人の知識が限られているからこそ、選択の自由を保障することによって「自分で得たよりも多くの知識を利用することができ、そして自分では持っていない知識から利益を得ることによって、その無知の境界をのりこえる」(Hayek [1960a=1986: 38])ことができるのである。

第二に、このような自由の範囲は、「法の支配」すなわちコモン・ロー(慣習法)によって定まる。コモン・ローとは自生的に発生してきた秩序であり、何ら特定の意図によって作られたものではない。それは「過去の経験への適応であり、---適合性の劣る行為を選択的に排除することによって成長してきた」(Hayek [1960a=1986: 43])ものである。コモン・ローの遵守とは、過去の知識の蓄積を活用することに他ならない。そして、コモン・ローは個人の権利に先行して存在しているため、個人が他者の介入から守られるべき一定の領域は、コモン・ローの命じるところによってはじめて定まる。

また、コモン・ローは個人のとるべき「目的」には関知しない。ただ、行為が行われる際の「様式」を規定するだけである。つまり、他人の「所有権」を侵害する行為や「約束の遵守」に違反した行為などをしてはならないと命じているだけであり、そのような行為ならば、遊ぶ

こと、金儲けをすること、人助けをすることなど何を目的としても自由である。したがって、コモン・ローによって維持される秩序とは、特定の目的に基づいて設計された組織のような秩序ではない。人々の目指す目的には関知しない、一般的禁止規定（人の財産を侵すなどか約束を破るなどか）によって維持される秩序である。

以上から、積極的自由の実現がなぜ好ましくない帰結を生じさせやすいのか、明らかにできる。それは、個人に「目的」の強制をもたらすか、コモン・ローに抵触するからである。目的を指定したり強制したりすることは、社会に広く分散している暗黙知の活用を不可能にする。たとえ強制に合理的な理由があるように見えても、ある特定の個人の明示的知識が他の人の知識よりも優れているなどということは、全体社会における知識のうちに明示的知識の占める割合を考えれば、とても支持できるものではない。もし全知全能の人間がいて、他人のとるべき行為もすべて設計できるとすれば、自由を擁護する理由はほとんどなくなる。しかし現実には、「目的」の強制は予想できなかった事態の悪化をもたらす。また、コモン・ローに違背することは、過去の知識の蓄積に比べて、自分が明示的に知りうることがいかに僅かであるか、わきまえていないことを意味する。コモン・ローを逸脱してもよい自由などというものは、これまでの知識の蓄積の成果を破壊するものなのである。

「無知の自覚」という前提が重要なのは、歴史上の過ちが人間の能力の過信に基づいているからである。能力の過信に基づく過ちは、現在の介入的國家の弊害にもあらわれている。現在の複雑で大規模な社会では、われわれの知識はますます限られたものとなっていることを、留意してもしすぎることはない。この意味で「無

知の自覚」という前提は現実的な要請なのである。われわれは、この前提をハイエクと共有し、消極的自由の擁護という帰結も、原則的に共有する⁽¹⁾。しかし、前提を共有するがゆえに、後に積極的自由の扱いをめぐってハイエクとズレが生ずることになる（四節以降）。そこで次節では、ハイエクの中で積極的自由がどのように位置づけられるか、さらに詳しく論じてゆこう。

3. ハイエク理論の再検討

ハイエクをはじめとする消極的自由論に対しては、一般に次のような批判がよく加えられる。すなわち、「自由の二つの観念のどちらか一方だけに視点を絞ってしまうと、倫理的（評価を下す場合）に不完全な（情報で）済ませることになる」（Sen [1990]）のではないかと、という批判である。勿論、このような批判は、暗黙知にまで遡って社会的に知識を最大限活用させようという、われわれの立場を共有した上での批判ではない。しかし、これを「知識の最大限の活用」という点に引きつけて、次のような批判を考えることができる。すなわち、知識の最大限の活用を主張するハイエク自身が、積極的自由に関連する種類の行為様式を無視することによって、知識の活用を行う範囲を限られたものにしてしまっているのではないかと、という疑問である。

ハイエクの主張に立ち戻るならば、他者に目的を強制する行為が、保護されるべき対象から除外されているのは明らかである。しかし、あからさまな強制は除かれるとしても、話し合いのような、他者と目的の共有をめぐって働きかけあうような行為までが、果たして除外されているのだろうか。このような行為の遂行も、積

極的自由の一つの実現である。もし、そのような行為までが除外されているとすれば、ハイエクは積極的自由を無視し、限られた情報だけを重視していることにならないだろうか。

われわれはこの問題を明らかにする際に、「強制とは区別された、目的共有を目指す行為」を定式化する必要がある。このような目的に添うものとして、Habermas [1981] の議論が利用できる。ハーバーマスとハイエクの理論的立場には大きな開きがあるが、「目的の強制か自発的な共有か」というハイエクにとって微妙な部分を浮き彫りにする際には、ハーバーマスの行った行為の分類が利用できる。

ハーバーマスは行為調整のあり方を「成果志向型」と「了解志向型」に分類する。了解志向型とは、相互行為の場の参加者が、そこで行われる行為に対して「妥当要求」を投げかけ合い、その妥当性を強制なく承認し合うことによって行為の効果が発生するような調整様式を指す。たとえば「～することを約束する」という行為であれば、それが嘘でなく正直に語られているか（誠実性）、そのような約束をすることが社会規範に適合しているか（正当性）、約束の内容が荒唐無稽なものでなく現実と整合的なものであるか（真実性）、などの妥当性に関してお互いに疑問を発することが可能である。これにたいして正当な理由を掲げて応答し、その結果、承認が強制されることなく調達されることによって、「約束する」という行為の効力が発生するのである。

これが了解志向型の行為調整であり、他者の行為の理由・動機・目的に対して妥当要求を掲げて働きかけるものである。積極的自由の文脈からは次のような解釈が可能である。すなわち、相互行為の場での相手の妥当要求にたいし、正当な理由を応答できるような真のあるいは理性

的な自己によって、自分の行為を統制できているものが了解志向型の行為である。

これに対して成果志向とは、行為の効力が強制なき承認によって発生するようなものではない。ここでは、行為者が発生させようと望む効力の一部は、相手の承認を経由することなく事実的に発生する。たとえば、競争によって相手を打ち負かすという行為は、（正当な行為である限りその行為を行うこと自体は相手の承認を得ているかもしれないが）打ち負かすという効果自身が相手方の承認によって発生するわけではないのである。

では、以上のような分類を利用して、われわれはハイエクを次のように理解しよう。

まず、ハイエクの主張では、「目的形成の自由」が保障されるのは、他人の自由な行為の帰結に対して各人が自由に適応を図っていくことが、社会全体で見れば知識の最大限の活用につながるからである。ところが、了解志向型の行為様式は、他者の自由な行為の帰結を利用するというよりも、他者の行為の理由・動機・目的に対して妥当要求を掲げて働きかけるものである。このような行為様式は、相互承認という回路を通じてしか、知識の活用を望んでいない。すると、このような行為様式は、ハイエクにとってはそれほど重視すべきものではないともいえる。

しかし、そのような結論は早急である。意見の一致しあう人々の間で了解志向型行為が追求されるならば、その意義をハイエクは何ら否定しない。あらかじめ自由な契約（黙示の場合もありうる）によってある一定の生活世界的な領域を設定されたならば、以後、その中ではある程度強制的に討議過程に参加するようにすることさえも、ハイエクの主張からは可能だろう。妥当要求を掲げ合う行為は、行われても行われ

なくともよい。ただ、行われるのであれば、そのような場から離脱する自由が保障された上で行われるべきである。そのような自由を制限してまでこのような行為の遂行を求めるべきではない。それは明らかに知識の最大限の活用を損ねることになるだろう。

では、このような了解志向型行為が行われる機会が少なくなった場合、つまり、ハーバースのいう「生活世界の植民地化」が生じた場合、ハイエクの主張からはどのような態度をとるべきだろうか。もし、放置しておけばよい、ということであれば、結果としてやはりある偏った種類の行為だけを重視し、知識の最大限の活用を裏切ることにはならないだろうか。

まず、一つの解釈の可能性としては、国家の介入的行為が退けられる限り、了解志向型行為が生ずる機会が減少することはあり得ない、とすることが考えられる。つまり、介入が排除されるならば、逆に人々の間で妥当性の相互承認に基づいて行為することの必要性が実感され、自発的に協力し合う可能性が高まる（Barry [1986] 参照）、と考えるのである。確かに可能な解釈であるが、「無知の自覚」という前提は、目的共有を働きかけあう行為をそこまで重視しているのかどうか、疑問である。

むしろ、次のように考える方が自然である。すなわち、了解志向型行為が廃れてゆくのは確かに残念なことであるが、「知識の活用」という観点からすれば、それほど悲観的な意味を持たない。この事態が、確かにある種の道徳的衰退を意味するのかもしれないが、それを過剰に悲観して、衰退をくい止めようとすることの危険の方が大きい。つまり、国家や社会が了解志向型行為のテコ入れに動く方が、強制や抑圧を招きやすい。国家や社会には万能の計算能力などないからである。

しかしハイエクから導かれるこのような主張に対し、われわれは次のように主張したい。「無知の自覚」という立場に立つ限り、逆に、了解志向型行為という積極的自由に関わる行為に対して、このような消極的態度を維持することはできない。目的の働きかけを行うという行為にたいしては、衰退するに任せることのできない、ある種の必要性が存在する。われわれはハイエクと、前提および消極的自由の原則的擁護という主張を共有するが、この点で結論を異にする。ただ、積極的自由の実現がいかに抑圧の危険なく擁護できるのか、その方法は残念ながらここで明らかにすることはできない。しかし、積極的自由の必要は無制限に認めてよいものではなく、それが必要最小限擁護される理由は明らかにすることができる。そして従来の議論は、このような点さえ明らかにしてこなかったといつてよい。

積極的自由が擁護される理由は、ハーバースのいうように了解志向型行為が本源的であり、成果志向型は寄生的な地位を占めるからではない。われわれの理解では、強制なき合意をどこまでも突き詰めようとするか、あるいは途中で妥協するか、ということの差は連続的であり、どちらが本源的であるか判断できない。むしろ、「知識の活用」という前提に立つならば、成果志向型の意義は正面から認めざるを得ない。

また、情報的基礎として、了解志向も成果志向もバランスよく、という理由から積極的自由が擁護されるのでもない。Sen [1990] の主張は大枠ではこの主張の域をでていない。しかしこのような主張が成り立たないのは、消極的自由の保護だけでもある程度は自発的な了解志向型行為が発生し、ハイエク理論ではそれで十分だからである。そうではなく、知識の最大限の活

用のためには、単なるバランス以上の理由で積極的自由の実現が必要である。社会内で知識を最大限活用させるという課題は、了解志向型行為を行わないという個人の選択を完全に放置していたのでは達成されない。知識の活用のためには、人々が了解志向型行為を選択してくれることが社会的に望まれる、必要最小限の理由があるのである。これを四節以下で明らかにしたい。

4. 一見自明な原則

予測可能性は、知識の最大限の活用と重大なかわりがある。われわれは自分の置かれている状況が急激な変化にさらされているのではなく、ある程度の恒常性を保っているならば、安心して自分の望む行為の選択をすることができる。自分の周りの状況が予測可能なものであるならば、自分の行為の帰結もまた予測可能であり、われわれはどのような行為をとるべきか、それぞれの行為の帰結を比較考量する際に、安心して自分の持つ知識をそそぎ込むことができる。そのような意味で予測可能性は知識の活用に貢献する。

ハイエクも次のように述べている。「自分の行動をみずから決定しうる範囲が各個人に分かかっていて、それが保障されるということ（すなわち、予測可能性の存在）は、その人に自分の知識を十分に利用させることになり、とくに時と場所に規定される特定の環境に関する具体的でときに独特の知識を十分に利用させうることになる」（括弧内は筆者補足）（Hayek [1960b=1987: 36]）。

では予測可能性は完全に望ましいものなのだろうか。ハイエクは別の箇所でも次のようにもいっている。「もしわれわれが、ためになるとわ

かっている特定の場合だけに自由を限定するならば、自由の目的を達成することができない---。有益な結果が生じると前もってわかっている場合だけに自由を許すのは自由ではない」（Hayek [1960a=1986: 50]）。つまりわれわれの眼前には得になること、損になることなどさまざまな予測不能な出来事が生じているのであり、それに対して適応の努力を行うことによって知識は最大限に活用されるのである。「自由は必然的にわれわれの好まない多くのことが生じることを意味する」が、それを計画的に退けようとするにはわれわれは余りに無知であり、自由というものが全体としては悪に向かう力よりも善に向かう力を多く解放するであろう」ということを信じるしかないのである（Hayek [1960a=1986: 50]）。

ハイエクの予測可能性に関する一見相反する見解はどのように解釈すればよいのか。コモン・ローという規則の性質を考えれば、その説明は簡単につく。コモン・ローは行為の際の「様式」だけを規定し、行為がどのような「目的」を目指すべきかは指定しない。すなわち、コモン・ローは、所有権などを侵すことを禁止するという意味で一定の様式の行為を命じているだけであり、ある特定の目的を実現しろと命じているわけではない。したがって、ハイエクの主張するところによれば、他人がこのような禁止規定を侵すことはないという予測可能性があればよく、他人がとる行為の帰結がなんであるか特定できる程の予測可能性は必要ないのである。

しかし、行為の目的や帰結に対しては予測可能性を高めてやる必要は本当はないのだろうか。そのような予測可能性は知識の最大限の活用にとって無関係か、あるいは有害ですらあるのだろうか。

コモン・ローに抵触することのない自由な取引活動や投資活動は、場合によっては金融機関の倒産や一国の通貨危機などを招く。倒産によって自分の所有する債権が回収不能となったり、通貨危機によって自分の資産価値が下落することがある。このような危険からはいたずらに保護されるべきではなく、個人個人がそのようなリスクもあることも承知してうえで自分で工夫して資産を運用する方が、社会全体での知識の活用として確かに望ましいように思える。しかし、人間の知識を活用するためには、個々の状況の変化に対してつねに細かく対応を図ることを強いるよりは、比較的安定した構えを維持させておく方が有効な場合がある。

Hare [1981] にならって、人間とコンピュータのチェスの試合を例に考えてみよう。チェスは各場面面で可能な選択を何万通りも瞬間的に計算することができる。それにもかかわらず人間が勝つことができるのは、人間が有望な手を選び出すための比較的簡単ないくつかの原則を持っており、それを有効に活用できるからである。人間の有限な能力を活用するためには、このような比較的一般的な原則に頼ることが有効である。

社会に関しても同じことがいえる。耐えざる環境の変化に対して、社会がその度ごとに最適な適応を図ることは、必ずしも効率的とはいえない。そのような適応が社会計画によるものであっても、個人個人の自由で分散的な調整によるものであっても同様である。むしろ、社会の中に比較的一般的な原則が維持されており、手持ちの知識を安定して活用できる方が効率的である。ヘアはこのような原則を「一見自明な原則」と呼び、われわれが普段従っている道德原則とはこのような簡明なものであると述べている⁽²⁾。ヘアは明示的に述べていないが、このよ

うな原則はコモン・ローのように、行為のとるべき様式だけを規定するものだとは限らない。たとえば、コモン・ローに抵触することのない自由な取引行為が予測のつかない通貨の乱高下を生み、人々は耐えずそれに適応を迫られる状況を考えてみよう。これよりは、ある程度相場予想がつくような仕組みを社会の中に用意しておき、それを活用してゆく方が、人間の限られた知識を利用する効率的な方法なのである。したがって、ハイエクのように予測可能性は行為のとるべき様式に限られ、行為の目的や帰結には必要ないとする考え方は不十分である。

了解志向型行為もこのような観点から評価されなければならない。了解志向型行為は妥当要求を投げかけることで他人の目的形成に対して働きかけるため、われわれはそのことを通じて、相手の選ぶ行為の目的や結果に関して比較的安定した予測が可能となる。つまり、コモン・ローが行為の様式に関する「一見自明な原則」であるのに対し、了解志向型行為は行為の目的や結果に関する「一見自明な原則」を用意するものなのである。このような意味で了解志向型行為は知識の最大限の活用に積極的に貢献する。単に道德情報として無視するには惜しいからという理由で擁護されるものではないのである。

しかし、これだけでは、了解志向型行為の追求が知識の活用に貢献する余地がある、ということしか、明らかにならない。行為の(様式ではなく)「目的」や「結果」に関する予測可能性が、知識の最大限の活用にとって本当に必要なのか、それはどのような場合か、が明らかにされていないのである。それを明らかにするためには、社会分化に着目する必要がある。

5. 社会分化

社会分化とは、社会的な行為やコミュニケーションが行われる地平が、経済、政治、家族などそれぞれの機能に分化して存在している様態を指すものである。たとえば、近代以前では、家族は感情表出を充足する機能を有すると同時に、生産の機能も担っていた。しかし、現代では生産の機能は家庭外の企業や商店へと分離し、家族は感情表出の機能へと特定化してきている。またかつての領主支配は、政治と同時に経済の機能も担っていたが、現代では企業の生産活動が直接政治や支配の機能を担っているわけではない。このように社会的行為やコミュニケーションが行われる場が、それぞれの機能に特定化されていることを社会分化という。

社会分化をコモン・ローの文脈に引きつけて論じるならば、次のようにいえる。コモン・ローとは、暗黙のうちに形成されてきた慣習法であり、それ自体明文の表現を持っているわけではない。コモン・ローは発見され、解釈され、明文に規定されることによって初めて実効的に適用可能なものとなる。したがって、法の発見から実際のルールの設定までの間には、かなり的人為的な手順が必要となる。Hart [1961] の概念によれば、コモン・ローとは一次的法（責務のルール）であり、それは二次的法（承認・変更・裁判のルール）によって明確な形を得るに至るのである。

さて、社会が複雑になってくると二次的法を制定する作業が膨大なものとなってくる。産業法や労働法、無体財産法などの技術的な立法も必要になってくる。このような立法の負担を軽減するには、一つには個人の自由な判断に委ねる領域を大幅に認める、ということが行われる。これはハイエクの主張に忠実な方策である。つまり、複雑な社会に適応するためには、いたずらに人為的な規則を設けるべきではない。その

ような行いは人間の知性の思い上がりであり、むしろ、個々人が自由な調整活動を行うことによって社会の複雑さに適応してゆくことが必要である、と考えるわけである。

しかし、複雑な社会に適応するために、「一見自明な原則」の必要性が増大することもまた確かである。この原則の取り決めに軽減する働きを持つのが社会分化である。ルールの取り決めは各機能領域ごとになされる。ある機能領域でのルールの取り決めは、その領域が特化している機能との整合性のみに着目して行われればよいのであり、他の機能との整合性にまで留意する必要はない。ルールの取り決めの際に各機能は相互に「無関連」なものとしてされる。もちろん、このことは各機能領域の間に相互作用が全くないことを意味しているわけではない。社会が複雑になれば相互作用自体はますます高まる。しかし、政治領域での要求が直接経済領域のあり方を変えたり、経済領域での要求が文化領域のあり方を変えたりするわけではない。別の領域からの要求は、あたかも環境からのノイズのように働くのであり、たとえば政治領域から経済領域への要求は、経済領域が固有の観点から解釈し直した上で、無視したり経済ルールの改変を行ったりするのである（Teubner [1989] 参照）。このような分化の仕方によって、「一見自明な原則」を取り決める際にさまざまな機能に留意する負担が軽減されるのである。社会分化は、複雑な社会に対してわれわれの限られた知識を有効に役立てるのに貢献する⁽³⁾。

このような「一見自明な原則」を人為的に取り決める必要性は、社会の複雑化とともにますます増大するだろうが、現在各機能領域に存在するルールがすべて人為的に設定されたものとは限らない。社会分化自体が人間の意図的な行いによって生じたものだとはいえず、その各機

能領域では自生的にルールが生じてきたものも多くあるはずである。現代の核家族において支配的な父親の役割などというもの（があるとして）は、おそらく人為的な取り決めによって生じたものではないだろう。また、このようなルールが、行為の様式に関するものか、それとも行為の目的や帰結に関するものであるかも特定できない。ハイエクの考えに忠実に従うならば、「様式」に関するものに限られることになるだろう。しかし、それだけが知識の最大限の活用につながるわけではないのは、前節で示したとおりである。「目的」や「帰結」に関する「一見自明な原則」も知識の最大限の活用には貢献できる。ただし、これまでの推論から、そのような目的に関する原則の必要性まで導かれたわけではない。消極的自由の意義からすると、やはり「目的」に関する原則よりも「様式」に関する原則の方が優先されるだろう。

6. 人格の一貫性

社会分化は、分化し限定された複数のコミュニケーション領域を作り出すが、この事は個人の側から見ると、複数の異なる機能領域にかかわり合いを持たなければならないことを意味する。各機能領域で形成されたルールや原則は、他の機能領域のルールや原則と整合的でなければならないという負担を著しく軽減されている。しかし、このことは同一の個人に対して各機能領域からさまざまな相異なる役割遂行が期待されていることを意味するのである。これらの役割は、相互に無関連である場合が多いが、両立しがたい場合もある。しかし、社会の複雑さが増すにつれて、両立しがたい役割が期待される機会もますます増えてくる。このような事態に対して個人にはどのような対応が要求され

るのだろうか。

ルーマンは分化した社会のもとでは、個人には「みずからの行為をいくつかの社会的システムに関わらせることができ、それらのシステムがそれぞれに掲げている調停しがたい諸要求を人格的行為態度総合の中で調整する能力をもっている」ということが期待されると述べている(Luhmann [1965=1989 : 86])。つまり、個人は自分に期待される両立しがたい複数の役割に対して、自分の人格の統一性に基づいて取捨選択を行っていかなければならない⁽⁴⁾。このような選択を行う人格というものは、必ずしも高潔である必要はない。むしろ、そのような選択が人格に基づくものとして社会的に受けとめられる、という点が重要である。たとえば、本来無関連であるはずの企業人としての役割と家庭人との役割とが、両立しがたくなる場面に直面した父親は、内面的に悩む場合もあれば悩まない場合もあるだろうが、どちらの役割を選択するにせよ、それは社会的には本人の人格に基づいて選択したものであるとされ、承認される。相異なる機能要求の両立不能性が発生した場合、個人の人格に基づいて処理するのは一つの有効な手だてである。

しかし、ルーマンはこの種の人格が比較的一貫した方向性を持ち、統一的でなければならない、と述べながらも、その理由を明らかにしていない。知識の最大限の活用という立場からは⁽⁵⁾、むしろそのような統一性や首尾一貫性は不要なものであるとするのも、ある程度説得的である。というのは、役割期待が不整合である状況では、個人がその場で何が最善の選択肢であるか、自由に考えることが知識の活用役に役立つのであって、その際に人格的な一貫性を要求するのは余計な足枷となる可能性があるからである。しかし、知識の活用という観点からも、

やはり人格にある程度の一貫性があることが望ましいのである。それを以下で見てゆこう。

知識を有効に活用するために、分化した各機能領域で妥当しているのは「一見自明な原則」である。これは行為のとるべき「様式」に関するものであることもあれば、行為の「目的」や「結果」に関するものであることもある。しかし、優先的な位置を占めるのは「様式」に関するものであることは、先に確認した。異なる機能領域での互いに整合しない「様式」に関する原則にたいして、個人がその間で選択を迫られるとき、個人にはどのような選択の仕方が求められるだろうか。

個人が一方の原則に従うことを決めた場合、他方の原則に対しては違反をしたことになる。しかし、社会はそのような違反に対して通常のサンクションを課すわけには行かず、それを人格に基づく選択として社会的に尊重しなければならない。社会は各機能領域間に生じた不整合を解決する有効な手だてとして、人格を利用しているからである。

しかし、行為の「様式」に関する原則が違反されても、それに通常のサンクションが課されない、という事態は予測可能性を著しく低める。行為の目的や結果ではなく、行為の「様式」にすら予測可能性が保障されないという事態は、知識の社会的な活用を著しく阻害する。行為の様式に関する予測可能性によって、個人に一定の消極的自由の領域が保障されるのであって、この保障がなくなれば、各人は自由に知識を活用し得なくなるからである。

したがって、このような予測可能性の減退は、何らかの形で補完されなければならない。つまり、原則に対する違反は単なる見逃しにとどまってはならない。違反はある程度の一貫性もち予測可能なものでなくてはならない。サンク

ションを課せない以上、個々の違反行為は旧来の一貫性に包摂できず、新たな一貫性の中に包摂することが必要となる。行為の「様式」に関する予想可能性を維持し、知識を最大限活用するためには、原則の違反は新たな規則の定立に準ずるもの、すなわち原則の部分的な作り替えとならなければならない⁽⁶⁾。

したがって、個人が選択を行う際の責任も通常の選択とは異なるものが要求される。通常の合法的行為であれば、たとえば銀行の預金者のように、銀行がつぶれてしまったら預金が回収できなくなり、結局自分が銀行を選ぶ際の判断ミスは「自分が損をする」という形で責任がとられる。これに対して、相矛盾する行為様式の原則の間で選択を行う際には、判断を誤れば自分が損をするだけ、という責任では済まない。原則のもつ予測可能性を侵さないような選択をすることが社会的に要求される。したがって、個人的責任以上の社会的責任が要求されるのである。これは人格の高潔さの要求ではなく、予測可能性という社会的視点からの要求である。したがって、選択に高度な要求が課されているわけではない。むしろ社会には、個人がどの原則に従うことを選択した場合でも、それを人格に基づく選択として承認する用意ができてい、ともいえる。たとえば、(ある点から見て)あまり誉められたものではない選択をしたときでも、「そういう人だから」という形で、諦めにも似た承認がされる場合もある。ただし、類似した事態が生じた場合には、比較的安定してその人の選択が予測できることが必要である。その選択が全くの行き当たりばったりではなく、ある程度の一貫した予測を可能とすることが、知識の最大限の活用という立場からは要求されるのである。

人格の一貫性とは、原則の不整合に直面した

際に個人がとる複数の行為が、比較的一貫した原則に包摂されることを指す。つまり個人が、自分のとる行為の目的や結果を「一見自明な原則」に包摂可能であることを意味する。知識の活用のためには、「様式に関する原則」が部分的に違反されたことによって生じる予測可能性の低下を、このような「目的に関する原則」が補完できなければならない。このような目的や結果に関する原則は、第4節で述べたように、了解志向型行為によって調達される。

了解志向型行為は妥当要求を投げかけ合うことによって、目的形成や動機形成に働きかける行為であった。妥当要求に対して正当な理由を応答することによって、承認するに足るような目的を目指した行為が発生する可能性が高まる。その人がとってきた、そして今後とる行為の目的に関しての予測可能性は、概してどれくらい（間接的なものも含めて）人々が妥当要求を掲げあったか、その程度を表すものだといってよい⁽⁷⁾。このような了解志向型行為によって、社会的に一貫しているものとして承認されるような、人格に基づく選択がなされるのである。

このようにして、分化した社会においては、予測可能性を高め、知識を最大限活用するために、了解志向型行為が必要不可欠なものとして要求されるのである。しかし、それは無制限に要求されるものではなく、人格に基づく選択がある程度一貫していることを社会的に要求される限度で、必要とされるのである。したがって、この限度で、互いに妥当要求を投げかけることによって強制のない承認に至るという積極的自由が社会的に要求されるのである。そして、このような最小限の積極的自由の実現は、われわれが知識を社会で最大限活用するために必要なものなのである。

7. まとめ

「無知の自覚」という立場は、社会にはコモン・ローというかたちで、膨大な知識が個人に先行して蓄積されていることに着目している。ここからある一定の積極的自由の擁護を行おうという試みは、たとえば個人は社会に埋め込まれており、そのような社会が要求する実質的な規範を人々は擁護すべきと考えるコミュニタリアンとどのように異なるのか、疑問が残るかもしれない。しかし、次の二点で異なる。まず、コモン・ローはコミュニタリアンのようなある具体的な道徳の遵守を要求するものではなく、行為の特定の様式を指定するにとどまる。無知の自覚の立場は、社会が要求するものについて、過度の読み込みをすることを抑制している。第二に、コミュニタリアンと異なって、積極的自由が必要とされる最小限の理由を明確にしようとしている。このような抑制された立場に立つことによって、歴史上、積極的自由が変質してしまったことの過ちを避けようとするのである。

しかし、本当に過ちを避けるためには、積極的自由が必要とされる「理由」を明らかにするだけで足りない。積極的自由を実現するためにとられる「方法」も、明らかにする必要がある。つまり、「目的を強制なく働きかけあうように強制する」という一種の倒錯した強制が、どのように比較的害のない方法で行われるべきか、探求されなければならない。この解明のためには、制度や社会に関する経験的な研究が必要となるだろう。積極的自由の実現のためには、「目的の強制なき働きかけ」を行われにくくしているものを除去すれば足るのだろうか。それとも積極的に自由実現のテコ入れをすることま

が必要だろうか。また、「目的の強制なき働きかけ」を阻害しているのは、国家の介入だけだろうか、それとも他に原因があるのだろうか。それによってとるべき「方法」は非常に異なってくる。そのためには、複雑で大規模な現実社会に対する研究がますます必要となるだろう。

バーリンが主張したように、積極的自由はその実現の過程で誤った解釈や誤った方法を探られることが歴史上多かった。この危険性は、どんなに強調してもしすぎることはない。積極的自由は、実現の「方法」を誤れば、即座に全体主義に転化する危険性がある。積極的自由は過度に重視されるべきではない。そして最小限必要とされる場合でも、その実現方法には細心の注意を払うべきであろう。「方法」の究明こそ、今後の課題である。

註

(1) ハイエクの消極的自由の擁護は、社会全体での知識の活用、という観点から擁護され、個人的自由の道徳的優先性自体を論じているわけではない。この点でNozick [1974] のようなLibertarianとは異なる。しかし、ノージックのような形での道徳的正当化をあえて抑制し、無知の自覚から出発することは、今日ますます複雑化、大規模化する社会の中で、現実的な態度であるといえる。

(2) これまでの社会学的議論では、このような「一見明白な原則」はなんら正当な根拠があるわけではないとし、それにもかかわらず正当なものとして認知されることが抑圧を生むとする、暴露的な議論が多かった。確かに、このような主張は否定しがたい。しかし、「原則」のもつネガティブな側面にのみ注目するのではなく、予測可能性を高め、知識の活用を促進するというポジティブな面も同様に視野に入れることが必要である。

(3) ことわっておくと、社会分化がこのように知識の活用にとって、貢献的に働くのは事実である。しかし、社会分化がそのような貢献を果たすために発生したかどうかは不明である。

(4) このような点から人格の意義を論ずるのは、Durkheim [1893] 以来、社会学では支配的な議論であるといえる。

(5) ルーマン自身が、「知識の最大限の活用」という立場に立っているわけではないことは、明らかである。しかし、社会分化や人格の尊重といった概念は、ルーマン固有の文脈を離れても、「知識の活用」という点から評価可能である。機能分化に関する知見が、社会システム論固有の文脈でなければ扱うことはできない、と考えるのは誤りである。

(6) Luhmann [1972] 参照。

(7) 正確に言えば、われわれの理解では了解志向と成果志向の差は連続的であるから、了解志向性が

【参考文献】

Barry, Norman P. 1986 *On Classical Liberalism and Libertarianism*, Macmillan.=1990 足立幸男監訳『自由の正当性』木鐸社。

Berlin, Isaiah 1969 *Four Essays on Liberty*, Oxford u.p.=1971 生松敬三／小川晃一／福田歓一訳『自由論』みすず書房。

Durkheim, Emile 1893 *De la Division du Travail Social*.=1971 田原音和訳『社会分業論』青木書店。

Dworkin, Ronald 1977 *Taking Rights Seriously*, Harvard University Press.

Gray, John 1984 *Hayek on Liberty*, Blackwell.=1985 照屋佳男／古賀勝次郎訳『ハイエクの自由論』行人社。

- Habermas, Jürgen 1981 *Theorie des Kommunikativen Handelns*, Suhrkamp.=1985 河上、平井他訳『コミュニケーション的行為の理論』木鐸社。
- Hare, Richard M. 1981 *Moral Thinking*, Oxford University Press.=1994 内井惣七／山内友三郎監訳『道徳的に考えること』勁草書房。
- Hart, H. L. A. 1961 *The Concept of Law*, Clarendon Press.=1976 矢崎光圀監訳『法の概念』みすず書房。
- Hayek, Friedrich A. 1960a *Constitution of Liberty, Part1: The Value of Freedom*, Routledge & Kegan Paul.=1986 気賀健三／古賀勝次郎訳『自由の条件 I—自由の価値』、春秋社。
- Hayek, Friedrich A. 1960b *Constitution of Liberty, Part2: Freedom and the Law*, Routledge & Kegan Paul.=1987 気賀健三／古賀勝次郎訳『自由の条件 II—自由の法』、春秋社。
- Hayek, Friedrich A. 1973 *Law, Legislation and Liberty, vol 1: Rules and Order*, Routledge & Kegan Paul.= 1987 矢島鈞次／古賀勝次郎訳『法と立法と自由 I—ルールと秩序』春秋社。
- Hayek, Friedrich A. 1979 *Law, Legislation and Liberty, vol 3: The Political Order of a Free People*, Routledge & Kegan Paul.= 1988 渡部茂訳『法と立法と自由 III—自由人の政治的秩序』春秋社。
- 川本隆史 1994 『現代倫理学の冒険』創文社。
- Luhmann, Niklas 1965 *Grundrechte als Institution*, Duncker & Humboldt.=1989 今井弘道／大野達司訳『制度としての基本権』木鐸社。
- Luhmann, Niklas 1972 *Rechtssoziologie*, Rowohlt Taschenbuch Verlag.=1977 村上淳一／六本佳平訳『法社会学』岩波書店。
- Nozick, Robert 1974 *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Book.=1992 島津格訳『アナキー、国家、ユートピア』木鐸社。
- Oakeshott, Michael 1975 *On Human Conduct*, Clarendon Press..=1993 野田裕久（部分訳）『市民状態とは何か』木鐸社。
- Sandel, Michael 1984 *The Procedural Republic and the Unencumbered Self*, *Political Theory* 12.
- Sen, Amartya 1990 " Individual Freedom as a Social Commitment ", *The New York Review of Books*, June 14 pp49-54 = 川本隆史訳「社会的コミットメントとしての個人の自由」『みすず』1991年1月号、みすず書房。
- Teubner, Gunther 1989 *Recht als autopoietisches System*, Suhrkamp.=1994 土方透／野崎和義訳『オートポイエシとしての法』未来社。

(かわむら みちや)